

～笑顔、創意、夢のあるまち しらこ～

白子町第4次総合計画

平成20年度 平成29年度

白子町

はじめに



本町では、「人間性あふれる豊かなみのりあるまち」を目指し、平成10年に白子町第3次総合計画(平成10～19年度)を策定し、保健福祉と医療の連携による健康づくりの基盤整備をはじめ、生活基盤整備、農業生産基盤などの整備を図り、町民のニーズに応えるよう各種施策を総合的、計画的に展開してまいりました。

しかし、近年の社会情勢は、少子高齢化や地球環境問題、国際化の進展、高度情報化社会の到来等、今までに体験したことのないほどのスピードで著しく変化しております。

これからは、自治体が自ら考え、自らの責任であるべき姿を決めていく時代、いわば個性を発揮する時代であります。次世代に地域社会の活力をどのように引き継いでいくかが重要なテーマとなりつつあります。

このたび、町民憲章の精神を継承しつつ、今までの歩みを確実なものとするとともに、成熟社会に対応してさらなる発展を期するため、「笑顔、創意、夢のあるまち しらこ」をテーマとした平成29年度を目標年次とする新たなまちづくりの方向を示す「白子町第4次総合計画」を策定いたしました。

町民と行政が積極的に創意工夫し、お互いの責任と役割分担による「参加と協働のまちづくり」を、より効率的、効果的に推進し、町民の皆様にも活力あるまちづくりに積極的に参加していただきたいと考えております。

なお、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、提言をお寄せいただきました関係各位に対しまして、心よりお礼申し上げますとともに、計画の達成のため、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

白子町長 **林 和 雄**

町章



昭和 49 年 12 月 19 日制定

白子町の（白子）を図案化したもので、円形は平和と円満な町行政の理想を象徴しています。

町民憲章

青い海原 緑の松 伝説を秘めた南白亀川の流れ わたくしたちは恵まれた自然と希望に満ちたこの郷土を愛し「人間性あふれる豊かなみのりあるまち」をめざしてこの憲章を定めます。

1. 笑顔でたがいに助けあいやすらぎのある明るいまちをつくりましょう。
1. 創意をもって仕事に励みゆとりある豊かなまちをつくりましょう。
1. 自然を大切に清潔で安全な住みよいまちをつくりましょう。
1. 子どもたちの夢を育て教養と文化の香り高いまちをつくりましょう。
1. スポーツを楽しみ心身ともに健康で活力のあるまちをつくりましょう。

町の木「黒松」



昭和 45 年 10 月 29 日制定

千葉国体記念郷土緑化推進運動の一環として、町民から公募し、応募者多数により制定されています。

町の花「ひまわり」



平成 2 年 10 月 1 日制定

ふるさと創生の一環として白子町のイメージアップのため、町民アンケート等により制定されています。

げんき君



平成 7 年 2 月 11 日制定

白子町合併 40 周年の記念事業として制定され、体は太陽と情熱の赤、髪の毛は九十九里浜の大波を表し、足の緑と黄色は黒松とひまわりを表現しています。元気いっぱいの子どもの、豊かな実りある町を象徴したものです。

第 1 編 基本構想

第1編 基本構想 ○ 目次

第1章 計画の出発点	1
第1節 白子町の現状と社会経済情勢の動向	1
1. 広域の中での白子町の特徴と交流連携の状況.....	1
2. 白子町の現状.....	4
3. 町をとりまく社会動向.....	11
第2節 行政施策と参加と協働のまちづくりの実施状況	13
1. 行政施策の実施状況.....	13
2. 町民との参加と協働のまちづくりの実施状況.....	13
第3節 計画の出発点	14
1. 時代の変化に応じた地域振興目標の捉え方.....	14
2. 計画の出発点.....	15
第2章 計画の体系	16
第1節 計画の名称	16
第2節 目標年度、計画の構成	16
第3章 まちの将来像	17
第1節 基本構想の目標	17
第2節 人口	18
第3節 土地利用	19
第4章 施策の大綱	20
第1節 自立と思いやりのまちづくり	21
1. 健やかに安心して暮らせる体制づくり.....	21
2. 知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり.....	22
第2節 発見と活用のまちづくり	23
1. いきいき働く産業づくり.....	23
2. 多彩で魅力あるまちづくり.....	24
第3節 行財政計画と参加と協働のまちづくりの推進	25
1. まちの行財政計画.....	25
2. 参加と協働のまちづくりの推進.....	26
第5章 総合計画の重点施策	27

第1章 計画の出発点

第1節 白子町の現状と社会経済情勢の動向

1. 広域の中での白子町の特徴と交流連携の状況

広域的位置と特徴

(1) 千葉県の中での白子町

千葉県内での位置

- ・白子町は、千葉県の中央部、九十九里浜沿いの北緯 35 度 25～29 分、東経 140 度 20～25 分に位置しています。
- ・県都千葉市までは、鉄道で茂原駅及び大網駅から 25～30 分、自動車では、県道茂原白子線、千葉外房有料道路経由で約 30km、40 分で結ばれ、県内では比較的千葉市への交通の利便性が高い位置にあります。東京までは、鉄道で茂原駅から特急を利用して約 50～60 分、自動車では京葉道路経由で約 70km、80 分で結ばれています。

特徴

- ・千葉県内の市町村の人口密度をみると、都市部では約 4 千人 / km²なのに対して白子町では、約 500 人 / km²であり、都市部に比べゆとりある生活環境が形成されています。
- ・白子町には、県内有数の自然資源である九十九里浜があるほか、温泉や、アカウミガメ、シロチドリ、ハマヒルガオ等の希少な動植物も生息し、自然資源が豊富な地域です。

・白子町は、千葉県内において、豊かな自然資源、生活環境に恵まれているとともに、千葉市を中心とした高次の都市的サービスを楽しむことができる地域としての特徴をあわせもっています。

図 1-1 白子町の広域的位置図



(2) 長生郡の中での白子町

長生郡内での位置

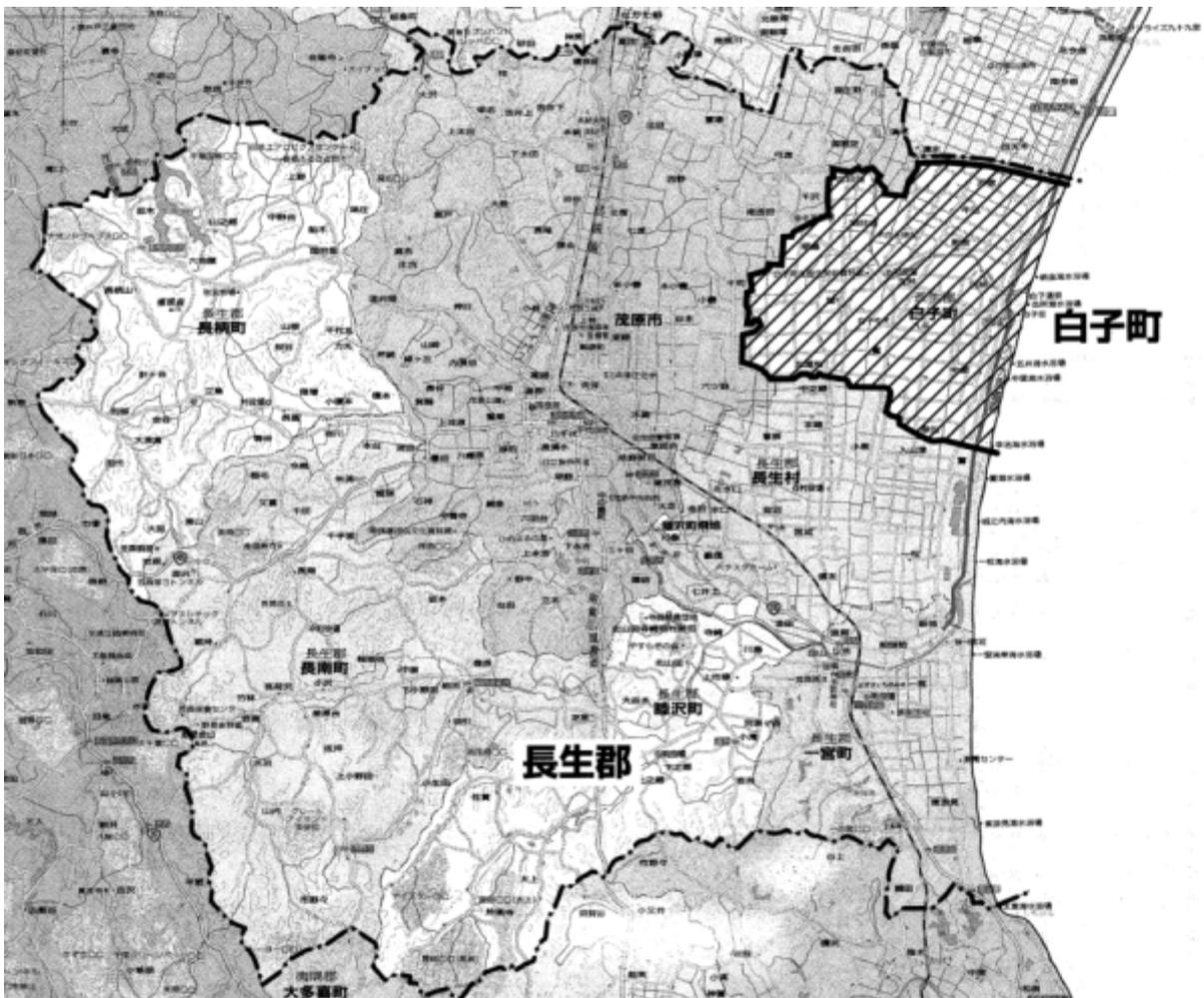
- ・ 白子町は、長生都市の北東部に位置しています。
- ・ 長生都市の中核的な都市である茂原市に隣接し、その中心部までは約 10k m、自動車では 20 分により結ばれています。

特徴

- ・ 白子町の産業は、農業と観光が中心です。長生都市で見ると、農業産出額は茂原市に次いで 2 番目、観光客数は長柄町、茂原市、白子町の順となっています。観光宿泊者数は長生都市で第 1 位を誇り、特にテニス民宿を中心としたスポーツ観光や九十九里浜を活かした海浜観光等、多様な観光資源を有しています。
- ・ 自然資源は、一宮町、長生村とともに、長生都市の風景や環境を形成している九十九里浜を有しています。

- ・ 白子町は、長生都市において、郡の自然的、地理的特徴でもある九十九里浜を有し、農業と観光が盛んな地域としての特徴があります。

図 1-2 長生郡内における白子町の位置図



交流連携の可能性と現状

(1) 観光

観光客は、県内、首都圏内各地から来訪

- ・白子町を訪れる観光客は、年間約 100 万人で、県内、首都圏内の主に都市部からの観光客が中心です。



県内随一のテニス観光地、スポーツ合宿のメッカ

- ・白子町は、年間約 40 万人のスポーツ観光客が来訪しています。特に約 330 面のテニスコートを有する、県内随一の施設量を誇るテニス観光地です。
- ・学生を中心としたテニス合宿をはじめ、駅伝、野球、サッカー等の多様なスポーツ合宿が毎年定期的に行われています。また、競技種目も多様化する傾向にあり、テニス中心だったスポーツ施設も利用者のニーズに合わせ、グランドゴルフ場などに変化してきています。

ゆめ半島千葉国体の開催

- ・白子町は、平成 17 年に全国高等学校総合体育大会のソフトテニスとホッケー競技が実施されました。平成 22 年に千葉県で開催される“ゆめ半島千葉国体”でもソフトテニスとホッケー競技の会場地に決定しています。また、テニス競技については全国大会開催地としての位置付けが定着しています。
- ・都市部住民を中心とした観光客の入込みや、スポーツ合宿、全国規模のスポーツ大会開催等により、全国及び近隣都市部、特に若年層との交流の素地は十分に整っているとみられます。

(2) 住民活動・イベント

九十九里浜の環境活動、観光活動

- ・九十九里浜が位置する旭市～一宮町の市町村では、年 1 回一斉清掃活動を実施しているほか、観光 P R 活動が行われており、九十九里浜をとおした交流連携が進められています。

「南白亀川イカダのぼり大会」等のイベント参加者の増加・広域化

- ・定着したイベント等の盛り上がりを受けて、各種イベントを通じ多様な交流の素地造りは一定の水準に達し、地域を超えた交流や人と人との繋がりを築くイベントを実施しています。



(3) 行政サービス

長生都市広域市町村圏組合による広域行政

- ・現在、長生都市広域市町村圏組合では、長生都市内全域を対象に、消防・救急医療、ゴミ処理、介護保険・障害者程度区分認定等の行政サービスを行っています。
- ・平成 13 年に白子町内に消防署ができたことで、上記行政サービスに関しては、概ね長生都市内一律のサービスが提供されています。

2 . 白子町の現状

沿革

- ・白子町に人が住みつき、生活を始めたのは6世紀頃といわれ、これを立証する土師器が浜宿新田遺跡から出土しています。また、九十九里地引網漁業の発祥の地といわれ、特に江戸時代は、日本最大のいわし漁場として栄え、ここで生産された干鰯（ホシカ）や𩺰粕（シメカス）は農産物の肥料源として全国的に取引されました。
- ・昭和 30 年 2 月 11 日に白潟町、関村、南白亀村が合併し、主に地理的特性を活かした農業と観光の町として発展しました。その後、平成に入り都市化がゆっくりと進展し、豊かな自然環境を残しながら、生活基盤の整備が進み現状に至っています。
- ・今後は、安定成長への移行と環境問題への関心の高まりに呼応した、地域資源見直しの時代といわれ、地域の歴史や地域資源、生活基盤を活かしながら、豊かな地域生活を実現することが求められています。



人口

- ・人口は12,850人（平成17年：国勢調査）で、平成12年に初めて人口が減少に転じています。
- ・15歳未満人口は10.7%（平成17年：国勢調査）に減少、65歳以上人口は26.3%に増加し、着実に少子高齢化が進んでいます。

・人口の減少や少子高齢化の流れは、全国的な傾向であり、まちづくり施策も、人口の増加を前提とした、宅地供給や住民サービスニーズの量的拡大への対応施策から、住民サービスニーズの質的転換や豊かな地域生活の実現、地域活性化政策として人口受入れを進めるための施策に転換する時期にきていると考えられます。

図 1-3 白子町の人口・世帯数の推移

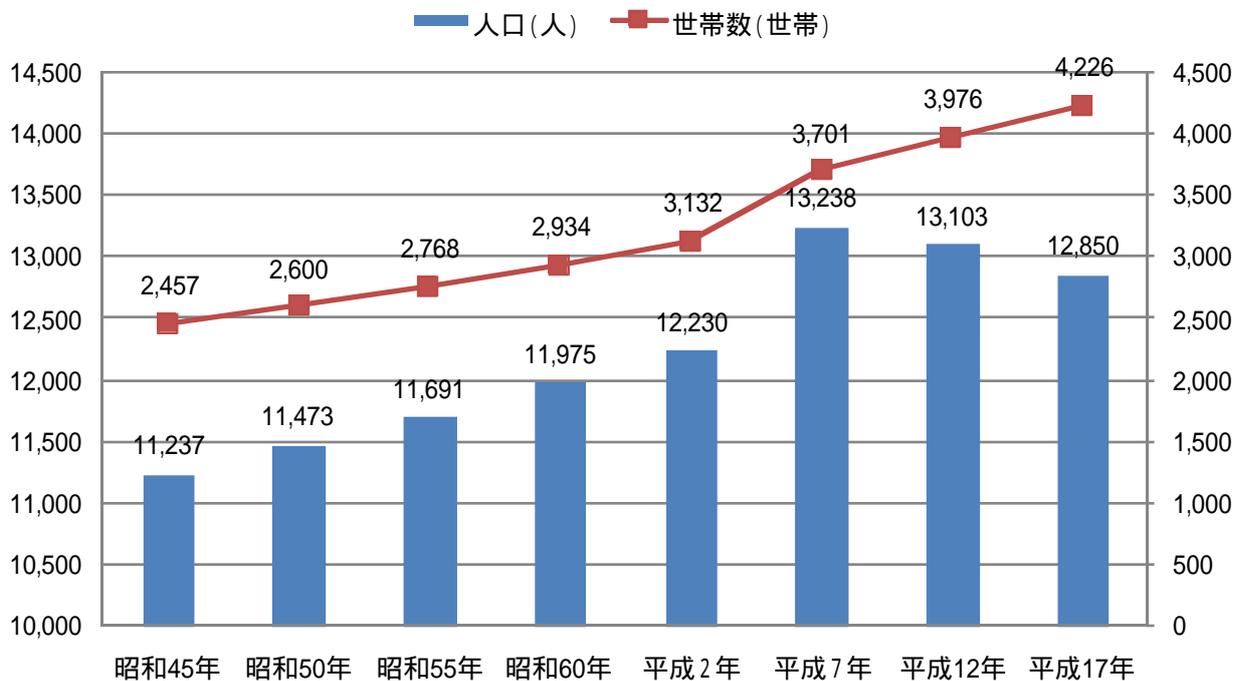


表 1-1 人口、世帯数の推移

年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人/世帯)	前回からの人口増減	
				増減数(人)	増減率(%)
昭和45年	11,237	2,457	4.57	-	-
昭和50年	11,473	2,600	4.41	236	2.1
昭和55年	11,691	2,768	4.22	218	1.9
昭和60年	11,975	2,934	4.08	284	2.4
平成2年	12,230	3,132	3.90	255	2.1
平成7年	13,238	3,701	3.58	1,008	8.2
平成12年	13,103	3,976	3.30	135	1.0
平成17年	12,850	4,226	3.04	253	1.9

資料：国勢調査

産業

- ・農業は、農家人口、経営耕地面積が減少する一方で、農業産出額は現状を維持しています。
- ・工業は、堅調に推移しているものの、商業では商店数、従業員数及び年間販売額は減少傾向にあります。
- ・観光は、海水浴客の減少をスポーツ観光、一般観光客の増加が穴埋めし、堅調に入込み客数が推移しています。
- ・近年「たまねぎ祭り」等のイベントで、農業と観光の連携の試みが進められています。

・町全体の農業産出額、観光客数は、農業、観光ともに堅調に推移していますが、海外・国内他地域との競争が激しさを増す一方で、地域内での横の連携や個々の事業者の取り組みを支援する体制や仕組みづくりが必要です。

表 1-2 専・兼業別農家数の推移

(単位：指数、構成比、%)

年次	農家戸数(戸)								農家人口(人)
			専業		一種兼業		二種兼業		
	実数	指数	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
昭和50年	1,269	1.00	129	10.2	442	34.8	698	55.0	6,389
昭和55年	1,157	0.91	125	10.8	350	30.3	682	58.9	5,759
昭和60年	1,072	0.84	150	14.0	171	16.0	751	70.0	5,341
平成2年	993	0.78	137	13.8	118	11.9	678	68.3	4,639
平成7年	856	0.67	126	14.7	98	11.4	632	73.9	4,112
平成12年	662	0.52	106	16.0	119	18.0	437	66.0	3,579
平成17年	588	0.46	107	18.2	103	17.5	378	64.3	3,081

資料：千葉県農業基本調査及び農業センサス

表 1-3 農業産出額の推移

(単位：百万円)

年次	総額	耕種計										畜産	養蚕
		米	麦	雑穀 豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸 作物	その他			
昭和50年	2,427	2,022	1,034	5	68	21	799	1	9	70	15	404	1
昭和55年	3,563	3,053	1,113	14	154	23	1,570	2	33	97	47	510	
昭和60年	3,774	3,294	1,319	11	120	22	1,691	2	82	39	8	480	
平成2年	3,762	3,382	1,192	3	125	20	1,914	1	21	96	10	380	
平成7年	4,152	3,932	1,215	2	87	18	2,211	1	305	87	6	220	
平成12年	3,490	3,290	1,060	0	80	20	1,780	0	280	70	10	210	
平成17年	3,440	3,320	880	0	70	20	1,920	0	340	60	40	120	

資料：千葉県農林水産統計年報



表 1-4 工業の推移（4人以上の事業所）

年次	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
昭和 60 年	47	1,161	1,568,625
平成 2 年	43	935	1,399,809
平成 7 年	46	939	1,543,873
平成 12 年	47	949	1,710,972
平成 17 年	36	926	1,826,805

資料：工業統計調査

表 1-5 商業（卸売業、小売業）の推移

年次	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
昭和 54 年	184	528	4,398
昭和 57 年	186	487	6,240
昭和 60 年	155	447	6,991
昭和 63 年	152	475	7,273
平成 3 年	133	489	8,580
平成 6 年	126	457	8,194
平成 9 年	117	437	9,970
平成 11 年	112	518	7,517
平成 14 年	113	546	9,199
平成 16 年	92	416	6,187

資料：商業統計調査

図 1-4 目的別観光客数の推移（単位：千人）

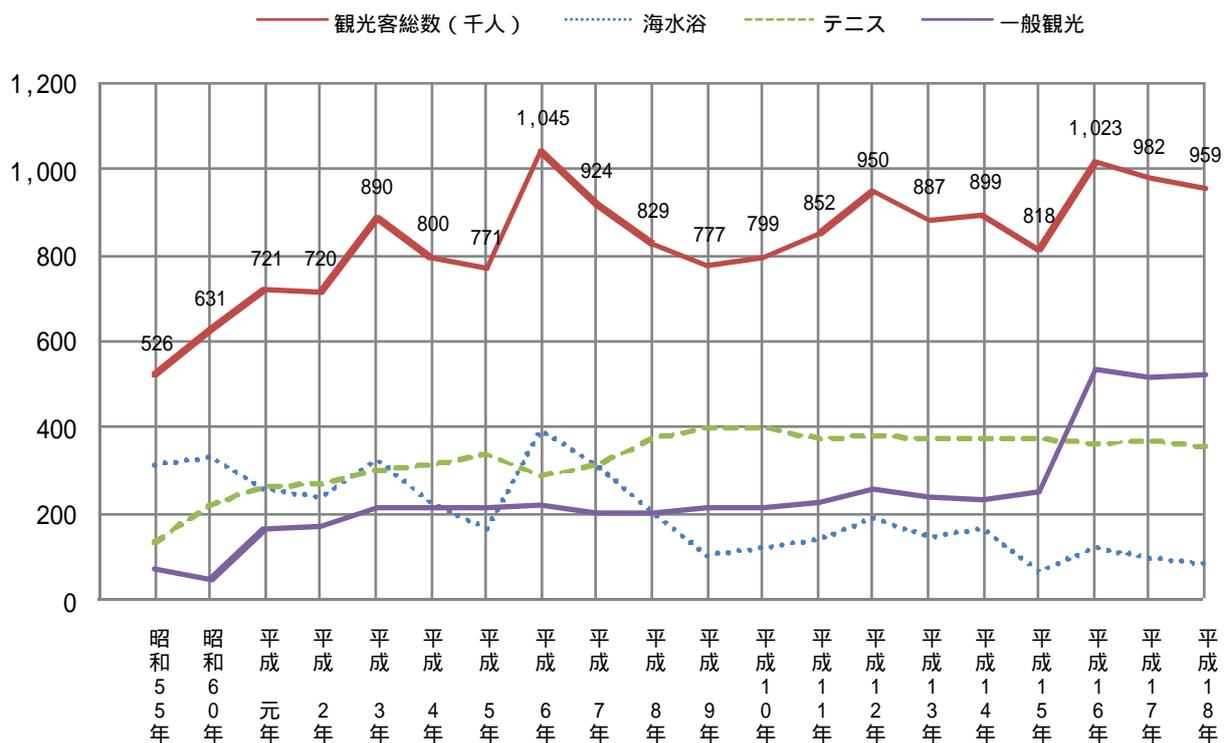


表 1-6 白子町への観光客数の推移

(各年 12 月末現在)

年次	観光客数 (千人)		観光消費額 (百万円)	目的別観光客数 (千人)			
	宿泊者	海水浴		テニス	一般観光	その他	
昭和 55 年	526	292	1,502	312	132	70	12
昭和 60 年	631	366	3,216	330	218	48	35
平成 元年	721	378	3,695	255	261	166	39
平成 2 年	720	379	4,056	236	270	174	40
平成 3 年	890	465	5,479	327	302	214	47
平成 4 年	800	495	5,234	226	315	216	43
平成 5 年	771	473	5,118	163	339	215	54
平成 6 年	1,045	580	6,585	394	288	222	141
平成 7 年	924	504	5,851	316	311	205	92
平成 8 年	829	465	5,148	203	373	200	53
平成 9 年	777	440	4,840	103	400	213	61
平成 10 年	799	450	5,052	120	401	215	63
平成 11 年	852	466	5,021	141	376	228	107
平成 12 年	950	498	5,668	188	385	260	117
平成 13 年	887	456	5,244	146	377	239	125
平成 14 年	899	410	5,354	162	377	235	125
平成 15 年	818	444	4,916	65	373	254	126
平成 16 年	1,023	414	-	123	365	535	
平成 17 年	982	391	-	96	369	517	
平成 18 年	959	358	-	81	355	523	

資料：観光統計概要等

土地利用

- ・近年、町内の土地利用に関して大規模土地開発のような大きな変化はありませんが、特徴として農地の遊休化が進んでいることが挙げられます。
- ・地球環境に関する意識が高まるなかで、豊かな自然環境を有する九十九里浜等において、環境保全育成の取り組みが進められています。

・町をとりまく近年の社会経済情勢下では、今後大規模な土地利用転換は見込みにくいいため、土地利用に関しては、新たな宅地需要を受け入れるための施策から、農地をはじめ山林や原野を含めた土地の有効活用と地域環境の改善のための施策に重点が移ってきているとみられます。

表 1-7 土地利用現況

(単位：ha、%、各年 1 月 1 日現在)

	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		H7～H17 の変化	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	H17- H7	H17/H7
田	890.1	32.4	887.9	32.3	877.5	32.0	12.6	0.99
畑	603.6	22.0	591.7	21.5	583.2	21.2	20.4	0.97
宅地	381.2	13.9	402.7	14.7	407.5	14.8	26.3	1.07
池沼	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	0.0	0.0	1.00
山林	140.2	5.1	140.2	5.1	139	5.1	1.2	0.99
原野	11.7	0.4	13.4	0.5	13.4	0.5	1.7	1.15
雑種地	92.3	3.4	158.7	5.8	164.4	6.0	72.1	1.78
その他	626.3	22.8	550.8	20.1	560.4	20.4	65.9	0.89
合計	2,746.0	100.0	2,746.0	100.0	2,746.0	100.0	0.0	1.00

資料：固定資産の価格等の概要調査等

注：その他は非課税地積

住民活動

- ・白子町では、福祉、教育、環境等の各分野において、以下の住民活動が行われています。

福祉 - 社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、食生活改善協議会等による各種福祉活動

教育 - 青少年育成白子町民会議、生涯学習推進協議会、スポーツ振興審議会、獅子舞保存会、函尻保存会等による各種教育文化活動

産業 - 農業振興協議会、農業研究会、遊休農地解消推進協議会、九十九里浜観光振興活性化連絡協議会等による各種産業活動

環境 - 不法投棄監視員、九十九里浜の自然を守る会等による環境づくり活動

財政

- ・財政収支は安定しているものの、近年の自主財源は横ばい傾向であり、地方交付税の大幅な削減により、予算額が減少する傾向にあります。
- ・本格的な高齢化社会の到来により、民生費の支出が拡大しており、投資的経費は減少する傾向にあります。

・今後の行財政運営に関しては、行政サイドのより重点的で効率的な事業実施と多様化する住民サービスへの対応のため、町民と行政の協働による効率的効果的な事業実施が必要とみられます。

表 1-8 普通会計決算の推移（歳入）

（単位：千円、％）

区 分	年 度	平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	町税	1,218,081	27.2	1,277,206	28.7	1,223,917	31.6
	分担金及び負担金	173,304	3.9	111,390	2.5	71,989	1.9
	使用料及び手数料	51,616	1.1	80,407	1.8	87,815	2.3
	財産収入	28,989	0.6	8,899	0.2	2,261	0.1
	寄付金	2,500	0.1	0	0.0	1,150	0.0
	繰入金	137,972	3.1	13,013	0.3	109,514	2.8
	繰越金	142,002	3.2	169,132	3.8	197,663	5.1
	諸収入	96,930	2.2	84,854	1.9	108,805	2.9
	小計	1,851,394	41.4	1,744,901	39.2	1,803,114	46.7
依存財源	地方譲与税	131,167	2.9	88,124	2.0	143,783	3.7
	交付金	126,236	2.8	260,507	5.8	228,715	5.9
	地方交付税	1,496,217	33.5	1,667,120	37.4	1,091,981	28.2
	国庫支出金	288,626	6.4	240,318	5.4	114,750	3.0
	県支出金	284,587	6.4	221,879	5.0	155,348	4.0
	町債	293,400	6.6	229,900	5.2	329,500	8.5
	小計	2,620,233	58.6	2,707,848	60.8	2,064,077	53.3
歳入総額	4,471,627	100.0	4,452,749	100.0	3,867,191	100.0	

表 1-9 普通会計決算の推移(歳出)

(単位:千円、%)

区 分	年 度	平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
経常的経費		3,006,910	69.3	3,231,956	74.2	3,242,443	87.5
	義務的経費	1,618,143	37.3	1,610,020	37.0	1,661,844	44.8
	人件費	1,156,485	26.7	1,156,186	26.6	1,116,794	30.1
	扶助費	137,592	3.2	130,987	3.0	206,901	5.6
	公債費	324,066	7.5	322,847	7.4	338,149	9.1
	物件費	615,882	14.2	655,069	15.0	545,775	14.8
	維持補修費	36,372	0.8	43,983	1.0	17,942	0.5
	補助費等	635,432	14.6	700,743	16.1	691,823	18.7
	経常的繰出金	101,081	2.3	198,806	4.6	301,117	8.1
	経常的/貸付金等	-	-	23,335	0.5	23,942	0.6
投資的経費		1,244,248	28.7	1,059,327	24.3	345,032	9.3
	普通建設事業費	1,233,079	28.4	1,059,327	24.3	344,696	9.3
	災害復旧事業費	11,169	0.3	-	-	336	0.0
積立金		22,255	0.5	7,329	0.2	88,925	2.4
投資出資貸付金		35,819	0.8	35,671	0.8	110	0.0
繰出金		29,503	0.7	19,609	0.5	30,726	0.8
歳出総額		4,338,735	100.0	4,353,892	100.0	3,707,236	100.0

表 1-10 普通会計決算の推移(歳出/目的別)

(単位:千円、%)

区 分	年 度	平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費		108,646	2.5	101,016	2.3	87,997	2.4
総務費		627,010	14.5	597,536	13.7	660,285	17.8
民生費		643,959	14.8	735,495	16.9	855,048	23.1
衛生費		818,290	18.9	670,437	15.4	528,912	14.3
農林水産業費		266,886	6.1	282,600	6.5	151,781	4.1
商工費		222,587	5.1	208,966	4.8	161,698	4.3
土木費		542,415	12.5	642,576	14.8	279,619	7.5
消防費		214,366	4.9	209,593	4.8	213,248	5.8
教育費		559,025	12.9	582,726	13.4	430,163	11.6
災害復旧費		11,169	0.3	-	-	336	0.0
公債費		324,382	7.5	322,947	7.4	338,149	9.1
諸支出金		-	-	-	-	-	-
歳出総額		4,338,735	100.0	4,353,892	100.0	3,707,236	100.0

3 . 町をとりまく社会動向

少子化高齢化の進行

- ・我が国は、平均寿命の伸びと出生率の低下により、少子高齢化が急速に進み、我が国の人口は 2004 年の 1 億 2,779 万人をピークに減少局面に入っており、2025 年には 2006 年（1 億 2,777 万人）と比較して約 1,200 万人少なくなると予測されています。
- ・人口構造が変化することによって、労働力減少による産業活動の低迷や子ども同士が交流する機会の低下により社会性が育まれにくくなること等、地域におよぼす影響が考えられます。

地方分権、規制緩和の進展

- ・少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化等により、行政サービスはこれまでのような全国一律のシステムでは、地域の特性や生活に密接に関係する課題に的確に対応することが困難になってきています。そこで、地域の多様性や個性を生かした、行政システムの形成が進められています。
- ・地域づくりに個性を生かすことが一層求められるようになり、行政サービスの内容にも地域差が発生し、人々が自分の価値観やその地域のサービスの特徴・水準などにより居住地を選択する動きが現れることも予測されます。

情報化の進展

- ・今後、コンピュータシステムと情報通信技術の発展は更に進み、在宅勤務等のテレワークの普及、在宅医療や電子商取引の実現等、人々の生活様式の変化を促していくものと考えられます。
- ・インターネット等の情報通信技術の発展により、個人や地域レベルでも、世界中との情報交換やコミュニケーションが拡大しています。
また、産業面では、情報化の進展を取り入れた、高度な知識や技術を重視・活用する産業、人々に品質の良い、使いやすい製品を提供していく産業が一層発展していくと予測されます。

地球環境への意識の高まり

- ・便利さや快適さを追い求めた結果、大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物の処理問題等生活に身近なものから、地球規模での温暖化や二酸化酸素の増大等様々な環境問題が深刻化しています。
- ・日常生活をはじめ、産業活動、まちづくり等の様々な分野で省エネルギー化や循環型システムの構築等が進み、環境に配慮した社会づくりの実現が求められています。

価値観及びライフスタイルの多様化

- ・近年、社会経済情勢の変化や余暇時間の増加、社会の複雑化によるストレス等から、心の豊かさ、自然との触れ合い、家族と過ごす時間などの生活の豊かさやゆとりを、より大切にするようになってきています。
- ・人々の価値観やライフスタイルは、今後、ますます多様化していくと考えられ、ボランティアやNPO等による社会貢献活動にも関心が高まっています。

民間と行政のパートナーシップ

- ・人々の行政サービスへの期待や要請が多様化するなかで、限られた財源をより有効に活用していくためには、人々のニーズに合わせて、行政、企業、民間団体等がそれぞれの得意分野や効率性を生かし、きめ細かなサービスを提供していけるようなシステムが求められています。

男女共同参画社会の進展

- ・真の男女平等の達成のために、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に利益を享受することができ、共に責任を担う社会の形成が求められています。



第2節 行政施策と参加と協働のまちづくりの実施状況

1. 行政施策の実施状況

事業推進の状況

- ・白子町の事業推進の状況を見ると、主要地方道茂原白子線バイパス等一部の幹線道路の整備等を除き、町道、排水施設等の都市基盤、農業基盤や、福祉、教育等施設（ハード施策）の整備は、概ね一段落した状況ですが、その施設の再整備と維持管理に係る費用が増加する状況にあります。

・今後、緊急に対応する必要がある施設整備事業を実施するより、既存の施設を効率よく多目的に活用し、地域振興をより進めていくための仕組みづくり(ソフト施策)が重要な課題です。

地域振興施策（ソフト施策）の状況

- ・現状での各分野の地域振興施策（ソフト施策）は、福祉、教育、産業、まちづくり等の分野の枠内で実施され、その実施規模や施策対象が限定されている状況です。

・各分野の施策実施状況は、少子高齢化の流れ、住民ニーズの多様化等に配慮した施策を実施しています。しかしながら、施策の主旨や実施内容を精査すると内容的に重複しているものも見られることから、町全体としての効率的な施策実施にあたっては、分野をこえた連携による施策実施とその仕組みづくりが今後より一層必要です。

2. 町民との参加と協働のまちづくりの実施状況

- ・現状での「参加と協働のまちづくり」は、個別分野毎にその関連組織との間で、行政主導での連携が図られている状況にあります。そのため、町民側の組織も個別細分化され、他分野の組織との活動調整や協力が図りにくい状況となっています。
- ・基本構想においては、行政と町民が対等の立場にたち、互いにニーズを出しながら協力し合う仕組み、分野毎はもちろん、より総合的な仕組みづくりを提案していますが、現状ではそのような仕組みは形成されていません。

・町民との参加と協働のまちづくりは、行政主導により始まったばかりであり、行政と町民が対等の立場にたち、対話をベースにしてお互いのニーズや役割分担を確認しつつ、参加と協働のまちづくりを推進する必要がある、まずはその仕組みづくりに取り組む必要があるとみられます。

第3節 計画の出発点

1. 時代の変化に応じた地域振興目標の捉え方

地域環境問題への関心の高まりによる町の行政課題の変化

- ・ 少子高齢化が進み人口の減少傾向が続いていくことを計画の出発点とします。
- ・ また、生活環境や自然環境保護への住民の関心は高く、住民の価値観が、経済活動の充実から生活の質的充実へと転換を強めているといえます。そうした、変化している住民の生活価値を見出す契機を、身近な場所や仕組みの中にいかに作り出すかが、重要な行政課題になってきています。

地方分権化に対応した施策の重みづけについて

- ・ 地方分権化の動きが市町村合併問題と並行して一層進展しています。地方分権化は、地方の特性とニーズにあった行政サービスの充実と効率化を目指すものですが、地方公共団体には財政負担が大きくなるというマイナス要因への対応が求められています。
- ・ そのため、市町村合併や一部事務組合方式等による広域行政の推進によって財政負担の平準化や効率化が同時に進められておりこの方向への施策シフトはゴミ処理や福祉分野等を中心に当分続くものと思われます。
- ・ プラス要因である地域の特性や住民ニーズへのきめ細かな対応については、住民ニーズが地域における生活の豊かさを希求する方向にあることを勘案すると、地域の文化や生涯学習分野の充実に着目する必要があります。また、地域の特性を發揮しつつ、より多くの情報交流を推進し、広域的な施策連携に配慮する必要があります。

住民参加の進展によるまちづくりの仕組みの変化

- ・ 近年、住民ニーズの多様化への対応や、地域の個性を生かしたまちづくりが求められることから、住民やNPO団体等多様な主体が参加する、地域や個人の主体性を生かした協働型のまちづくり手法が注目されています。これは、地域に即した目標やサービスレベルを設定し、地域の特性や住民ニーズの多様化を的確に且つ柔軟に対応可能なまちづくりの仕組みが求められていると受けとめる必要があります。

2 . 計画の出発点

町の地域資源を活用した町民本位のまちづくりが求められています

- ・町民憲章の「人間性あふれる豊かなみのりあるまち」の実現に向け、白子町本来の地域資源を見つめ直し、活用した、町民本位のまちづくりが求められています。

多様な町民の生活価値や、身近な資源に着目した生活の充実が求められています

- ・白子町は、千葉市や茂原市の通勤圏となっており、近郊農業として野菜や園芸、テニスや九十九里浜の観光振興など、多様な事業の可能性が考えられます。町民からみれば、町がそのいずれかを選択するのではなく、ゆっくりとではあっても、それぞれの可能性を拡大することで、町民をとりまく生活環境や生活を支える機能が充実し、その結果として、潤いのある生活ができることが重要であると考えているようにみられ、多様な町民の生活価値や、身近な資源に着目し、多くの町民が充実した生活をおくれるための施策が求められています。

広域との交流連携により、新たな活力を生みだすまちづくりが求められています

- ・人口は減少し、実感なき景気拡大が続く中で、まちづくりにおいては、広域との交流連携を促進し、新たな活力を地域に呼び込み、地域の活性化を推進することが必要です。白子町は、スポーツ・観光等のまちとしての特徴を有し、大会・イベント等が開催され、交流連携の素地は整っており、交流連携をとおして、県内外の住民の夢も実現できるまちづくりが求められています。
- ・また、個性ある地域づくりの進展により、行政サービスの内容にも地域差が発生し、人々が自分の価値観やその地域の特徴などにより居住地を選択する時代になり、白子町の特徴、個性を生かした交流連携やPRにより、人口受入れを積極的に促進していくことも求められています。

町民みんなの生活充実意欲を後押しするまちづくり推進の仕組みづくりが求められています

- ・町民の多様な生活価値を把握しながら、生活の質的充実を後押しするまちづくりを推進するためには、多様なニーズを柔軟に受けとめる、まちづくり推進の仕組みづくりが重要であり、その体制づくりが求められています。



第2章 計画の体系

第1節 計画の名称

- ・本計画は、「白子町第4次総合計画」と称します。

第2節 目標年度、計画の構成

- ・本計画は、平成29年度を目標年度として、基本構想・基本計画をもって構成します。

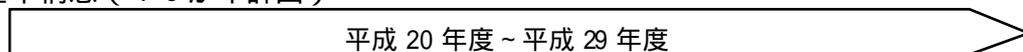
【基本構想】

- ・将来における白子町の望ましい姿を想定し、それに至るまでの施策の大綱を明らかにするもので、平成20年度を初年度、平成29年度を目標とする10か年の長期構想です。

【基本計画】

- ・基本構想に描かれた将来像及び施策の大綱を実現するために、必要な課題や施策を体系的に明示するもので、平成20年度を初年度、平成24年度を目標年度とする中期の行政計画となる5か年計画です。

基本構想（10か年計画）



基本計画（5か年計画：前期）



第3章 まちの将来像

第1節 基本構想の目標

町民憲章

青い海原 緑の松 伝説を秘めた南白亀川の流れ わたくしたちは恵まれた自然と希望に満ちたこの郷土を愛し「人間性あふれる豊かなみのりあるまち」をめざしてこの憲章を定めます。

1. 笑顔でたがいに助けあいやすらぎのある明るいまちをつくりましょう。
1. 創意をもって仕事に励みゆとりある豊かなまちをつくりましょう。
1. 自然を大切に清潔で安全な住みよいまちをつくりましょう。
1. 子どもたちの夢を育て教養と文化の香り高いまちをつくりましょう。
1. スポーツを楽しみ心身ともに健康で活力のあるまちをつくりましょう。

基本構想の目標

- ・町民憲章では、町民が白子町で暮らしやすい生活をおくるだけでなく、「笑顔」「創意」「夢」といった、より心豊かな生活をおくることを目標としています。
- ・白子町第4次総合計画では、町民の身近な生活環境のなかで、

「笑顔、創意、夢のあるまち しらこ」

をテーマとします。

- ・なお、テーマを実現するため分野別のサブテーマを次のとおりとします。

「自立と思いやりのまちづくり」 生活関連分野（福祉、教育、文化等）

- ・健康で文化的な生活を過ごすため、より地域に即した生活ニーズに対応し、地域の文化を生かした広域との交流連携を進めます。

「発見と活用のまちづくり」 産業、土地利用関連分野

- ・白子町の特徴を生かした豊かで住みやすいまちづくりを推進するために、地域資源の特徴や個性を発見し、活用をするとともに広域との交流連携基盤を整備します。

「参加と協働のまちづくり」

- ・参加と協働のまちづくりを推進する仕組みづくりを進めます。

第2節 人口

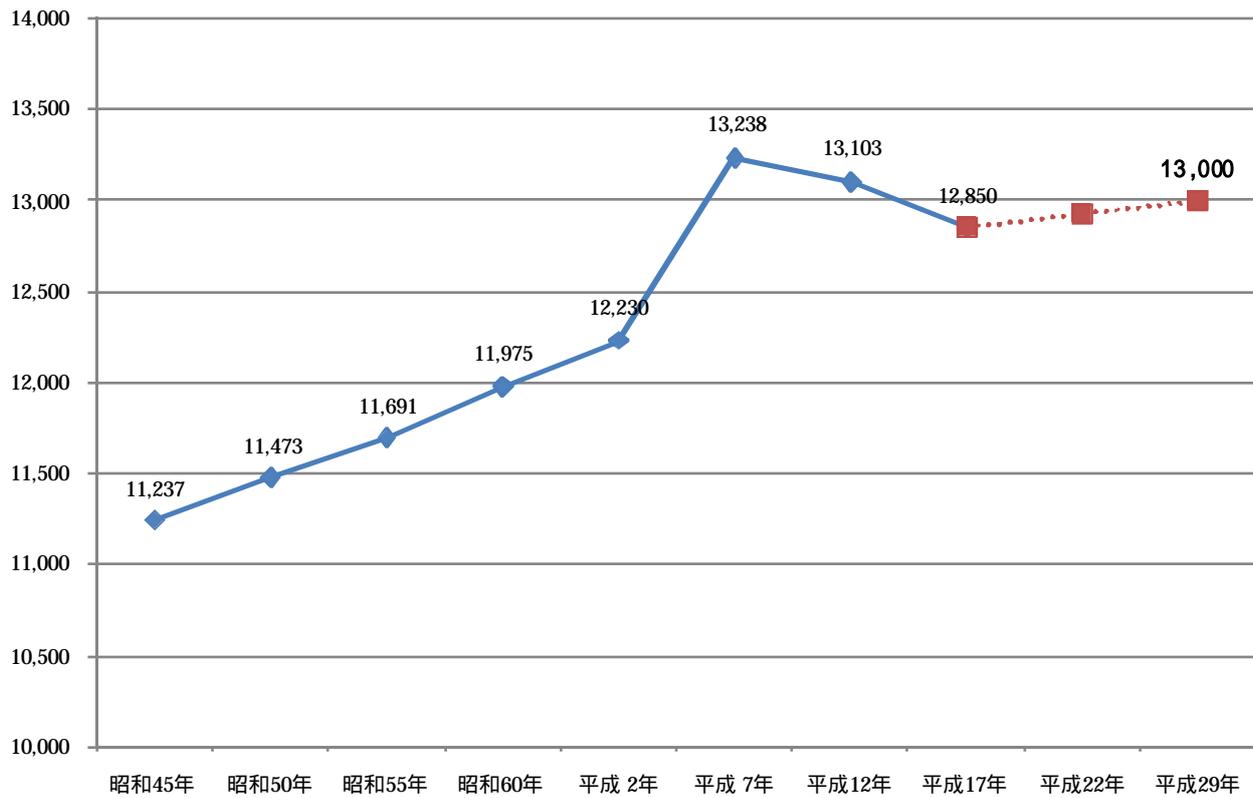
- ・前基本構想策定以降における白子町の10年間の人口推移は、減少傾向にあるが今後、人口受入れや定住施策の促進を図ることによる人口増加を見込み、

基本構想の将来人口の目標を

平成29年に**13,000人**といたします。

図1-5 白子町の人口予想図

(単位：人)



第3節 土地利用

土地利用の基本的な考え方

・現在までの本町の土地利用の動向、および現段階での主要な開発計画や構想などを勘案すると、計画期間内に大幅な土地利用の変化はないと予想されます。今後とも、自然環境と生活空間、農地、住宅地などが調和を保った総合的かつ計画的な土地利用を図っていくことが重要です。特に、住宅環境の維持、向上を図り、住民の多様な価値観を發揮することのできるまちをめざすことが基本であると考えています。

以下の4点を、本町の土地利用の将来目標とします。そして美しい自然の景観を保全しながら調和のとれた魅力的なまちづくりを創造し、多様性のある土地利用を目指していきます。

土地利用の将来目標

利便性の高い市街地の形成

・南白亀地区と白潟地区の海岸沿いの市街地に、まちとしての賑いを創造しながら、安心・安全・快適な暮らしを実現していくためにすべての住民が利用しやすい市街地の形成を図ります。

農業的土地利用の保全

・農地は、農業生産の基盤であるとともに、自然的環境の形成や災害の防止に寄与することから保全を図ります。

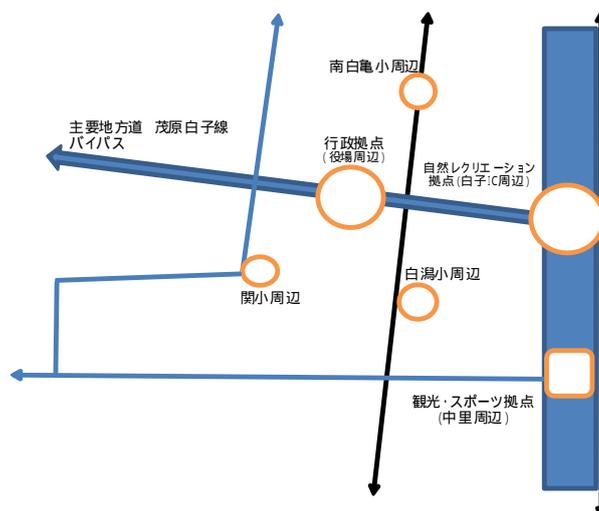
まちづくりの拠点の形成

・行政サービス（役場周辺）、自然レクリエーション（白子IC周辺）、観光・スポーツ（中里周辺）の3拠点を進めます。また、3拠点を結ぶ主要地方道茂原白子線バイパス、主要地方道飯岡一宮線に都市軸の形成を図ります。

地区コミュニティの形成

・南白亀・白潟・関の各地区にある小学校、保育所、ふれあいセンターを含めた周辺の3地区に都市機能の形成や町民活動の場の確保を図ります。

図 1-6 土地利用イメージ図



第4章 施策の大綱

・「施策の大綱」体系

第1節 自立と思いやりのまちづくり

1. 健やかに安心して暮らせる体制づくり
町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実
保健事業の充実・医療サービス体制の確保
安心して暮らせるまちづくりの推進
2. 知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり
学校教育の充実
町民のための生涯学習システムの確立
生涯スポーツ・レクリエーションの振興
文化の創造



第2節 発見と活用のまちづくり

1. いきいき働く産業づくり
農林業・水産業の振興
商業・工業の振興
観光の振興
2. 多彩で魅力あるまちづくり
まちの目標となる土地利用
生活基盤の整備
快適な地域環境整備



第3節 行財政計画と参加と協働のまちづくりの推進

1. まちの行財政計画
まちの行財政計画
広域行政の推進
2. 参加と協働のまちづくりの推進
まちづくりへの参加の仕組みづくり
協働による「まちづくり活動」を推進していく仕組みづくり

第1節 自立と思いやりのまちづくり

1. 健やかに安心して暮らせる体制づくり

施策の大綱

町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実

今後予想される超高齢社会のなかで、町民が安心して暮らせるまちづくりのためには、地域における保健・福祉・介護サービスのネットワークづくりが必要です。特に高次の施設を茂原市等の町外に依存する本町においては、町内でのサービス体制づくりが重要で、個々に行われている保健・福祉・介護サービスの連携強化とネットワーク化を進めます。

町内でのきめ細かな保健・福祉・介護サービス実現のためには、町民が自発的に日々の健康管理を行うとともに、町が提供する保健・福祉・介護予防事業に積極的に参加し、いざというときに支え合える町民各々の福祉意識の高揚が重要です。そのために地域や高齢者一人ひとりの実情を把握し、有効なネットワークづくりを進めます。

今後は、高齢化が進むなかで、高齢者の介護予防に関する取り組みや活動を重視し、地域において自分らしく生き生きとした生活をおくれるよう支援しつつ、介護保険サービスの提供基盤の充実に努めます。さらに、高齢者が元気であり続けるためには、介護予防・健康づくりが大切であり、そのような取り組み・活動への積極的な参加を促し、支援する体制づくりを進めます。

一方、少子化の流れに対応するために、女性の社会参加を支援する総合的な保育体制の確立と場所の確保を進めます。心身障害者、低所得者に対しては、家庭の実情に応じ生活相談や各種支援事業を進めます。

保健事業の充実・医療サービス体制の確保

町民が安心して暮らせるための基本は、町民一人ひとりの健康保持であり、そのための保健事業として、小児から成人までの各年齢層段階に応じた健診や予防接種及び生活習慣病予防に効果のある各種検診・保健指導事業等を進めます。特に核家族化、少子高齢化に対応し、高齢者や母子に対する保健事業の強化を進めます。

町民の健康な暮らしを支える地域医療については、救急医療から高次医療、機能回復訓練までの体系的な医療体制を構築するため、県や周辺自治体と協働しながら広域的な取り組みを進めます。

安心して暮らせるまちづくりの推進

風水害や地震等の自然災害に強いまちづくりを進めるために、地域の危険要因を把握しつつ、危険回避のための対応策を体系的に進めます。また、河川の水害問題については、白子町だけでなく南白亀川流域全体にわたる広域の問題として捉え、流域市町村一体での対策を協議します。

交通安全や防犯については、町民の意識の高揚を図るとともに事故等の未然防止対策を計画的に進めます。



2．知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり

施策の大綱

学校教育の充実

学校教育は町の次代を担うひとつづくりの基本であり、昨今の情報化、国際化等の大きな社会情勢の変化に対応したカリキュラムの強化を進めます。また、国際化時代だからこそ地域に対する愛着や自覚が重要であり、白子町の地域特性を生かして、地域の歴史や、農業、観光等の地場産業知識及びスポーツの町としての体育の振興等の教育内容の強化を進めます。

教育施設については、既存施設の老朽化の度合いと施設に求められる機能等を勘案して、適切に施設の補修改良工事を進めます。また、学校施設を地域の公共施設として活用するとともに、町民の余暇利用や町が開催するイベント等地域に開かれた施設として有効に利用します。

町民のための生涯学習システムの確立

町民にとって魅力ある生涯学習を推進するためには、町民一人ひとりが生涯にわたって、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、必要に応じて気軽に学習でき、また、学習した成果が社会に生かされる環境づくりの整備が必要です。

まちづくりの主役は町民であり、町民と行政が一体となって、「参加と協働によるまちづくり」を実現するため、町民の学習ニーズを把握し、学習意欲を高め、自発的な参加と活動ができ、また家庭・学校・地域が連携して、生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

社会教育施設については、日常的な町民相互の語らいやコミュニティ活動及びまちづくり活動の場等、多様な社会活動ニーズに対応して既存施設の機能を拡充します。そのために、白子町公民館や青少年センター及び国民体育館の利便性を高めるとともに、施設利用については、町民はもとより観光客や町外居住者への開放も進めます。

生涯スポーツ・レクリエーションの振興

白子町の発展のためには、テニス、グランドゴルフ等のスポーツ・レクリエーションを中心とした年間約 100 万人程度の観光客のニーズを、どのように町が取り込むかが重要です。そのため、できるだけ多くの町民がスポーツに親しむために「スポーツ・レクリエーション活動」を振興し、町民と観光客とのスポーツをとおした交流の機会を確保することにより、地域振興や観光振興につなげるまちづくりを進めます。

また、スポーツ振興の目標として、平成 22 年に行われるゆめ半島千葉国体や平成 26 年に行われる南関東ブロックインターハイといった全国規模の大会等を誘致するにふさわしい、スポーツのまちとして町民のスポーツ振興意欲の向上を図るとともに、町民スポーツの拠点となる施設整備を進めます。

町民スポーツ振興については、町民と行政であり方を慎重に検討し、町民スポーツの活動支援体制の確立を目指し、町民の活動ニーズにあわせた多様な施設確保を進めます。さらに、スポーツに関する情報や知識を町民に普及させ、スポーツのまちの主役である町民の知識と意識の高揚に努めます。

文化の創造

白子町の文化については、町をとりまく状況が日々変化しても、先代から伝わる獅子舞、御田植祭等の伝統文化が町民文化の基本にあり、その保存継承に努めます。特に若い世代や観光客等への文化の伝承機会の場を設け、その活動を進めます。

一方、町に新たな活力を与えるために、新たな文化の醸成を推進するとともに町民の国際交流、国内他地域との交流及び町民交流の機会を確保し、広域的な文化活動を推進し、交流による新たな文化の醸成を進めます。特に、観光客（スポーツ等の合宿客、イベント参加者等）と町民との交流を進め、町民が、他の多様な文化に触れる機会を創出します。

また、町の地域性や歴史をふまえ、伝統に根ざしつつも新しい地域文化の醸成と育成に努め、文化活動をとおして広域の中での独自性を発揮できるまちづくりを進めます。

第2節 発見と活用のまちづくり

1. いきいき働く産業づくり

施策の大綱

農林業・水産業の振興

消費者に選ばれる安全・安心な農産物産地の確立に向け、安全・安心な農産物生産、農産物産地強化、地元農産物のブランド化のための取り組みを支援します。

経営感覚に優れ、元気で独自性のある経営体の育成に向け、中核となる農業経営体の育成を進めるとともに、元気で多様な営農体制づくりを支援します。また、元気な経営体を支える安定的な生産基盤の確保が必要である観点から、効率的で生産性の高い生産基盤の整備を進めるとともに優良農地の保全や確保に努めます。

多様な人材の参加による、農村環境の良好な保全、観光農業による地域づくり、環境資源・景観資源としての農地活用、魅力ある地域づくりを進めます。

水産業については、内水面及び海面漁業振興のため、淡水魚や貝類の種苗放流、水産業の経営安定のための組合組織の強化、後継者の育成等を進めます。

商業・工業の振興

購買活動の町外流出を抑え、町内の商業振興を図るために、町民を中心とした消費者の購買指向を把握し、各商店の経営改善と魅力ある商店街づくりを進めます。また、町の道路体系や計画的土地利用方針にあわせ、町の核となる商業機能形成を進めます。

一方、観光客のみやげ品等の購買ニーズやレストラン等飲食ニーズに対応するため、商業振興のあり方を検討し、特産品やみやげ品の開発を進めます。

商工業振興の基本は商工業者の自助努力が基本であり、白子町商工会や町内商工業者の活動の活性化を促すとともに、それに応じた支援を進めます。また、町の産業振興策として、新たな地元産業の育成や民間企業等の誘導の検討を進めます。

観光の振興

町をとりまく観光地及び観光産業の競争が激しく、町内個々の観光事業者の事業展開にも限界があることから、町民と行政により白子町としての総合的な振興の方針検討と体制（窓口、PR、参加の仕組み等）を進めます。

観光の季節集中を改善するために、町の自然資源や各種の町内資源を見つめ直すことによって、観光の通年化を支える新たな観光資源を発掘します。その際には、町民と行政により観光資源の育成方向を検討し、振興及び協力体制づくりを進めます。

観光資源としてのテニス等のスポーツや、南白亀川や九十九里浜等の自然資源を活用した総合的な環境（施設）を整えるために、既存の公的観光施設、民間観光施設の体系的な整備や活用の方策を検討するとともに、白子町観光の核となる施設の整備を進めます。

町内の主要な道路では、豊かな風景や景観形成に資する道路づくりを進めるとともに、統一的な観光案内施設やサイン（案内表示）を設置します。

一方、町内で行われている各種観光イベントを推進し、年間を通じた体系的・統一的なイベントの開催を進めます。

2. 多彩で魅力あるまちづくり

施策の大綱

まちの目標となる土地利用

白子町の土地利用は、海岸地区の旧県道沿いに集落や商業施設、テニス関連施設が集まる以外は、田園と集落が分散し、公共施設整備の効率化が図りにくい土地利用構造となっています。一方、町の基盤整備財源には限界があり、限られた財源のなかでまちづくりを進めるためには、公共投資についての新たな視点が必要です。

このような状況のなかで、場当たりのならず計画的で効率的な土地利用と公共施設整備して、まちづくりの目的・テーマに即した総合的な『土地利用ガイドライン』の策定を進めます。

生活基盤の整備

道路整備については、体系的な道路網形成の促進のために、白子町と広域とを連絡する主要地方道茂原白子線バイパスの整備促進と、バイパスを受け止める連絡道路の整備を進めるとともに、生活道路が各集落の生活利便性を高める体系的なネットワークづくりになるよう順次整備を進めます。

道路整備の際には、地域の環境美化や景観形成及び高齢者にやさしいまちづくりの考え方等の多様なニーズに合わせたきめ細かな道路整備を進めます。また、交通事故を未然に防ぐための交通安全対策を進めます。

一方、町民の公共交通機関であるバスについては、利用ニーズにあわせ、バスの運行本数や時間帯、バス運行経路について、バス事業者等との協議を進めます。

公園緑地は、単なる公共施設としてではなく、町の総合的な風景を形成する環境資源として体系的な整備を図り、既存の公園施設等の有効活用について見直すとともに、町の土地利用ガイドラインにあわせ、特色のある公園緑地整備の検討を進めます。また、緑地については、九十九里浜の保安林や南白亀川による骨格的な緑地軸づくりを進めます。さらに、町内で稀少な神社林等の既存緑地についてはその保全に努めるとともに、道路、公園及び主要な公共施設内を緑化し、新たな緑地空間づくりを進めます。

一方、九十九里浜沿いの自然公園区域内緑地（保安林）については、観光資源や地域環境資源としての有効な活用方法を検討するとともに、その利用について国、県等関係機関との協議を進めます。

供給処理施設の整備に関して、上水道・ガスについては、町内の上水道・ガス利用者に対して安定供給を図るとともに、自然環境と調和するエネルギー技術の導入を進めます。下水道については、生活雑排水、雨水排水ともに効率的な事業の導入により町全域での体系的な施設整備を進めます。

ごみ処理については、不法投棄監視員、町民及び行政各々のゴミ処理活動等との連携を図り、体系的なごみ減量、投棄防止、監視の仕組みづくりを進めます。また、し尿処理体制を強化します。

快適な地域環境整備

町の地域環境は、九十九里浜等の良好な自然環境に包まれているものの、一方でごみの不法投棄や農地の遊休地化等による荒れた土地もみられることから、良好な地域環境形成のために自然と調和した環境美化・景観形成方針の検討と美化運動等の推進が必要です。

環境美化運動については、町民一人ひとりの自助努力によるところが大きく、町民と行政による美化運動推進の取決めづくりを行うとともに、ボランティア団体や行政の活動の連携を図り、体系的な環境美化の仕組みづくりと活動を進めます。

また、道路、公園、主要な公益施設内の緑化と豊かな景観づくりを進めるとともに、農地、集落（農家住宅、屋敷林）、平地林等の白子町らしい特徴を生かした地域景観形成を進めます。

一方、公害対策としては、水質や大気汚染等各種公害の状況を把握する体制づくりと、快適な地域環境を維持するために、各種公害防止施策を進めます。

第3節 行財政計画と参加と協働のまちづくりの推進

1. まちの行財政計画

施策の大綱

まちの行財政計画

行政運営においては、白子町行財政改革プランに基づき、事務事業、組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化、職員の能力開発、行政の情報化を図るとともに、公共施設の設置及び管理運営の合理化を進めます。

財政においては、町全体としてのまちづくりの目標や目標実現のための事業優先度に応じ、重点的に事業が推進できるように財政運営を配慮します。また、自主財源の確保と経費の節減に努め、計画的な事業の推進とともに効率的な財政運営を進めます。

広域行政の推進

長生郡市及び周辺も含めた広域市町村が有機的に連携し、効率的な行政運営、行政施策を進めるために、主体的にその体制づくりを進めます。特に、スポーツや文化の面においては、既存のイベントや新たな取り組みを通して、先導的な役割を担っていくものとします。

広域事務や業務については、その範囲の拡大と他市町村との調整機能の充実をはかり、合理的で効果的な行財政運営を進めます。

2. 参加と協働のまちづくりの推進

施策の大綱

まちづくりへの参加の仕組みづくり

参加と協働によるまちづくりを進めるためには、町民の皆さんの、まちを良くしたいという意欲を生かし、町民の発意をまちづくりに生かしていく仕組みをつくる必要があります。

その仕組みの基本として、意見交換、情報交換を行うための場を活発に運営していくのは町民の皆さんです。既存の自治会活動やサークル活動を活かして町民交流が活発に行なわれ、より多くの人々がまちづくりに対する意見や提案を述べられる機会を創出していきたいと考えています。

まちづくりに対する意見や提案をお聞きするために、町民の皆さんと行政の意見交換や提案の場を設けるほか、意見や要望、提案を日常的に受け付ける行政窓口や体制づくりにより町民が参加できるように進めます。

一方、町民の皆さんに対しては、まちづくりの目標や課題についての情報を提供して、各種研修活動、国際交流、他地域との交流活動の場を確保していきます。各種の情報を町民と行政が共有することによって、まちづくり活動に対する意識や知識を一緒に高めていきたいと考えています。

協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり

町民からのまちづくりについての意見や提案をいただいても、それを「まちづくり活動」へ反映させる仕組みがなければ、町民と行政の活動は一過性のものになりかねません。

「まちづくり活動」を継続させるために、まず、現在進められている既存のまちづくり活動を体系的に把握します。また、新たにまちづくりへの参加意欲がある町民に対して、既存のまちづくり活動情報の提供や活動参加を仲介して、新しいまちづくり活動の組織化を支援する、総合的な窓口づくりを進めます。

「まちづくり活動」は、町民の積極的な参加と協働によって成長していくものです。「まちづくり活動」のテーマや内容が興味を引く内容であって、切実な問題であることが重要です。そこで、町民と行政が一体となって、活発な「まちづくり活動」のきっかけとなるようなプロジェクトを実行したいと考えています。プロジェクトをとおして、町民の参加意欲が高く、あるいは総合計画に掲げるまちづくりの実現に資するような「まちづくり活動」の方向性について、町民と共に見定めていきたいと考えています。

町民の「まちづくり活動」を定着させ、まちの発展により有効なものとしていくために、行政担当者や既存の各種町民活動団体との交流や意見交換を図り、活動に対する適切な支援体制を進めます。

さらに「まちづくり活動」には、それを担っていく人材の育成が不可欠です。町民と行政が協力して、「まちづくり活動」のリーダー育成を進めます。



5章 総合計画の重点施策

重点施策1：町民の健康づくり支援体制

健康づくり支援体制

- ・町民一人ひとりが健康について意識して、自分自身の健康管理や健康づくり活動を自主的に行うことを目的に、次の施策を進めます。
 - ：住民検診データの作成
 - ：個別健康教育の強化
 - ：生活習慣病予防や介護予防事業
 - ：食生活についての勉強会

ふれあいセンターの活用

- ・南白亀、白潟、関の各地区の「ふれあいセンター」は、健康づくり活動も含めた地域福祉活動の拠点であり、この施設を活用した健康づくり施策の充実・強化を進めます。

重点施策2：子育て支援

地域での子育て支援体制の構築

- ・保育所や民生委員児童委員を中心とした行政側からのアプローチと、地域の子供会や子育てサークル等の自主的な活動との連携を強化し、地域での総合的な子育て支援体制を構築します。

総合的な保育・子育て支援方策

- ・長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画の施策の体系に基づき、地域の状況に応じた子育て支援策を進めます。
- ・女性の社会参加を支援するための保育の場を確保するため、未使用建築物等の地域資源を活用し、地域の状況に応じた保育体制の確立と場所を確保します。

重点施策3：広域との交流連携

- ・広域との交流連携を促進するために、広域交流基盤の整備を推進するとともに、広域交流のきっかけとなる交流資源の機能強化及び人口受入れのための施策を進めます。
- ・広域交流基盤の整備は、幹線道路整備の促進や情報拠点の整備、インターネット等の多様な情報基盤における情報発信体制の強化、情報内容の充実を図ります。
- ・交流資源の機能強化は、九十九里浜等の自然資源の保護・育成の強化やスポーツイベント等の内容強化、参加者の拡大等を進めます。

重点施策4：人口受入れ、定住促進のための支援の充実

- ・白子町の個性や特徴に価値観を抱き、町への転入や、別荘購入等を希望する者に対し、各種支援を進めます。
 - ：転入の際の諸手続き、各種行政サービス、福祉サービス等の一括した情報提供
- ・町民の定住を促進するために、各種支援を進めます。
 - ：町内在住の働く女性に対する子育て支援の充実
 - ：町内での起業家に対する支援の充実